

中間とりまとめのためのたたき台(6)

第1 戸籍法に規定する審判事件

【甲案】

- ① 戸籍法に規定する審判事件（注1）の管轄権は、日本の裁判所に専属するものとする。
- ② 子の氏の変更についての許可の審判事件（注2）の管轄権は、日本の裁判所に専属するものとする。

【乙案】

特に規律を設けないこととする。

（注1）単位事件類型としての「戸籍法に規定する審判事件」とは、氏又は名の変更についての許可に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の122の項）、就籍許可に係る審判事件（同法別表第一の123の項）、戸籍の訂正についての許可に係る審判事件（同法別表第一の124の項）及び戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服に係る審判事件（同法別表第一の125の項）をいう。

（注2）単位事件類型としての「子の氏の変更についての許可の審判事件」とは、家事事件手続法別表第一の60の項の審判事件（民法第791条第1項、第3項に規定する審判事件）をいう。

（補足説明）

1 部会資料5における提案からの変更点

何らかの明文の規律を設けることを内容とする甲案について、新たに、日本人である子について申し立てられる家事事件手続法別表第60の項の審判事件（民法第791条第1項（第3項）に規定する審判事件）の管轄権は日本の裁判所に専属するものとする旨の規律を本文の②として加え、提案している。

2 検討すべき論点等

(1) 「戸籍法に規定する審判事件」の国際裁判管轄の規律の在り方（甲案の①及び乙案関係）

ア 日本人による申立てについて

- (ア) 就籍許可に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の123の項）、戸籍の訂正についての許可に係る審判事件（同法別表第一の124の項）及び戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服に係る審判事件（同法別表第一の125の項）について（注）

（注）いずれの事件も、外国法において当該事件に相当すると解される事件を含まない趣旨である。

就籍許可（戸籍法第110条第1項）に係る審判事件は、本籍を有しない日本人のみが申立てをすることができる事件であり、戸籍の訂正についての許可（同法第113条及び第114条）の審判事件は、我が国の戸籍の記載に原始的に錯誤等がある場合に申立てをすることができる事件であり、戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服（同法第121条）に係る審判事件は、我が国の行政処分に対して不服がある場合に申立てをすることができる事件であることから、これらの事件は、いずれも、我が国の裁判所の専属管轄とすべきものと考えられる。

- (イ) 氏又は名の変更についての許可に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の122の項）（注）について

（注）外国法において当該事件に相当すると解される事件を含まない趣旨である。

氏又は名の変更についての裁判所の許可（戸籍法第107条第1項及び第107条の2）に係る審判は、制度上、審判に引き続き、戸籍の記載が改められることが予定されているところ（注）、当該氏又は名が登録されている戸籍は、日本国がその行政目的のために調べているものであることから、戸籍に記載される日本人の氏又は名の変更についての許可に係る審判事件の管轄権は、我が国に専属させるべきものと考えられる。戸籍実務においても、日本人の氏又は名の変更の許可については、日本国の裁判所に専属するものとされており、仮に、外国裁判所が日本人の氏又は名の変更の許可の裁判をしたとしても、当該裁判に基づき戸籍上の記載が変更されることはない。

(注) 換言すると，戸籍の記載を改めることと結び付かない氏又は名の変更の許可に係る審判は，現行法上，我が国には存在しない。

(ウ) 小括

前記(ア)及び(イ)で記載したとおり，「戸籍法に規定する審判事件」については，これに含まれる事件の国際裁判管轄をいずれも我が国に専属させるべきものと考えることができる。そこで，本文甲案の①においては，その旨の規律を提案している。

イ 外国人による申立てについて

(ア) 就籍許可に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の 123 の項），戸籍の訂正についての許可に係る審判事件（同法別表第一の 124 の項）及び戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服に係る審判事件（同法別表第一の 125 の項）について（注）

(注) いずれの事件も，外国法において当該事件に相当すると解される事件を含まない趣旨である。

就籍許可に係る審判事件に関して，外国人については，我が国における就籍があり得ないことから，外国人が同事件を申し立てることは想定されない。

また，戸籍の訂正についての許可に係る審判事件に関しては，日本人の配偶者である外国人の氏名など，我が国の戸籍において，日本人の身分事項欄に外国人の氏名が記載されることがあるところ，その記載については，原始的な錯誤等がある場合は，利害関係人として当該外国人が家庭裁判所の許可を得て戸籍の訂正の申請をすることができるものと考えられ（戸籍法第 113 条），また，当該外国人が本国において養子縁組をした場合など後発的な変更が必要な場合は，戸籍実務においては，当該外国人等からの申出を受けて職権による更正の手続がとられる。したがって，同事件を我が国の専属管轄としても，不都合を生じない。

戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服に係る審判事件（同法別表第一の 125 の項）に関して，日本国の裁判所の専属管轄とすべきものと考えられることについては，前記(1)ア(ア)において記載したとおりである。

(イ) 氏又は名の変更についての許可に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の122の項）（注）について

（注）外国法において当該事件に相当すると解される事件を含まない趣旨である。

外国人は我が国に戸籍を有しないことから、本来的な意味で、標記の審判事件に係る許可を受ける場面はない。

(ウ) 小括

前記(ア)及び(イ)で記載したところを踏まえると、「戸籍法に規定する審判事件」については、これに含まれる事件の国際裁判管轄をいずれも我が国に専属させることとしても、外国人にとり不都合を生じる場面は生じないものということができる。

ウ 明文の規律を設けることの是非及び管轄規律の在り方について

部会の議論において、戸籍法に規定する審判事件のうち「氏又は名の変更についての許可に係る審判事件」を除く事件類型（前記(1)ア(ア)参照）については、これを我が国の専属管轄とする旨の規律とすることにつき、概ね異論はなかったが、戸籍法に規定する審判事件全体について解釈に委ねることを支持する意見があった。

他方で、戸籍法上の「氏又は名の変更についての許可に係る審判事件」については、外国法上の氏名変更の許可に係る事件を含む同種事件一般の国際裁判管轄との関係を踏まえた様々な意見が出された。前記(1)ア(イ)及びイ(イ)のとおり、戸籍法上の「氏又は名の変更についての許可に係る審判事件」は、我が国の戸籍の記載と結び付いた制度であり、現行法上、戸籍の記載を離れた「氏名変更の許可に係る審判」といった制度は存在しない。したがって、戸籍法上の「氏又は名の変更についての許可に係る審判事件」についてのみ、我が国の専属管轄とする旨の明文の規律を設けるものとするれば、仮に、外国法を準拠法とする氏名変更の許可に係る事件が存在するものとしても、当該事件の国際裁判管轄については、現行法のもとでの状況と同じく、解釈に委ねられるものと考えられる。

以上を踏まえ、「氏又は名の変更についての許可に係る審判事件」を含む「戸籍法に規定する審判事件」の直接管轄については、これを我が国の裁判所のみが管轄権を有することとする旨の明文の規律を設けること

(甲案の①) の是非及び仮に明文の規律を設けることとする場合の規律の内容について、どのように考えるか。

(2) 「子の氏の変更についての許可の審判事件」の国際裁判管轄の規律の在り方について(甲案の②及び乙案関係)

民法第791条第1項は、子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができる旨規定しており、戸籍法第98条(子の改氏の届出)第1項によると、民法第791条第1項によって父又は母の氏を称しようとする者は、その父又は母の氏名及び本籍を届出に記載して、その旨を届け出なければならない旨規定していることから、民法第791条第1項に規定されている子の氏の変更についての許可は、我が国の戸籍の記載に結び付いており、日本人である子の氏の変更を想定している制度であるということが出来る(同条第3項についても同様。)(注)。

このような制度であることを踏まえると、標記事件の国際裁判管轄について、仮に明文の規律を設けることとする場合は、「戸籍法に規定する審判事件」のうちの「氏又は名の変更についての許可に係る審判事件」と同じく、我が国の専属管轄とすることが考えられる(甲案の②)。子の氏の変更については、想定される様々な場合を対象とする規律を設けることが困難であるから明文の規定を設ける必要はない旨の意見もあったが、明文の規律を設けることの要否及び仮に明文の規律を設けることとする場合の規律の内容について、どのように考えるか。

(注) 外国人が、我が国の戸籍に登録がされていないにもかかわらず、民法第791条第1項により氏の変更をすることがあるか否かについては、同項の解釈に委ねられており、甲案の②は、この点について、特定の見解を前提とするものではない。

なお、我が国に身分登録がされていない外国人については、上記氏の変更につき我が国の裁判所の許可を得なければならないとされる場面が具体的にどのような場面であるのか、想定し難いのではないか。仮に、在留カード等の記載の変更の必要があるのであれば、外国人の「氏又は名についての変更の許可に係る審判事件」と同じく、上記民法や戸籍法の規定の類推適用によるという解釈・運用が考えられる。

(3) 外国法上の「氏名変更の許可に関する事件」について

ア 直接管轄

外国法上の「氏名変更の許可に関する事件」というものを想定するこ

とは可能であるが、そのような事件は、上記単位事件類型の定義に従うと「戸籍法に規定する審判事件」（甲案の①）、「民法第 791 条第 1 項に規定する審判事件」（甲案の②）のいずれにも含まれないこととなる。したがって、本文の甲案又は乙案のいずれによっても、外国法上の「氏名変更の許可に関する事件」の国際裁判管轄については、現行法のもとでの状況と同じく、明文の規律がなく解釈に委ねられることとなる（注）。

（注）例えば、我が国の戸籍に相当する外国の身分登録簿における氏名の記載に影響を及ぼす類の氏名の変更であれば、我が国の管轄権を否定する解釈も考えられる。

イ 間接管轄

日本人が、外国の裁判所において、外国法上の「氏名変更の許可に関する事件」の申立てをし、仮に当該外国裁判所の許可を得た場合、我が国においては、氏又は名の変更は、制度上、戸籍の記載の変更を伴うものしか存在しないことを踏まえると、当該外国裁判所における氏名変更の許可の裁判については、その承認が我が国において問題となる場面を想定することは困難ではないか。

また、外国人が、外国の裁判所において、外国法上の「氏名変更の許可に関する事件」の申立てをし、仮に外国裁判所の許可を得た場合の承認についても解釈に委ねられる。

（参考）住民票に記載されることのある外国人住民の通称（氏名以外の呼称であって、国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のために住民票に記載することが必要であると認められるもの。住民基本台帳法第 7 条第 14 号、住民基本台帳法施行令第 30 条の 25 第 1 号、第 30 条の 26 第 1 項。）について、その記載（変更を含む。）には、「当該呼称が居住関係の公証のために住民票に記載されることが必要であることを証するに足りる資料」（同項）等の提示が求められているものの、制度として、裁判所の許可は必要とされていない。

ウ 規律の要否

本文甲案及び乙案は、外国法上の「氏名変更の許可に関する事件」の国際裁判管轄については、明文の規律を設けないことを含意している。そして、仮に、日本法上の特定の類型の事件の管轄権は日本の裁判所に

専属するものとする旨の規律を設けた場合に、外国法準拠の事件の直接管轄について何らかの規律を設けたこととなるのか否か及び間接管轄について何らかの規律を設けたこととなるのか否かについては、部会資料5-1において、いずれも論点として提示したところであるが、この点については、前記ア及びイのとおり、いずれも解釈に委ねられることとなる。

外国法上の「氏名変更の許可に関する事件」の国際裁判管轄については、現行法のもとで解釈に委ねられているのと同様に、引き続き、明文の規律を設けないものとすることでよいか。

(参考) 外国法上の「氏名変更の許可に係る事件」を含む単位事件類型としての「氏名変更許可事件」について、本国管轄を認めるとともに、外国人が申立人となる場合は審判の効力の及ぶ範囲を我が国に限定する旨の規律を設けるべきとする意見もあった。

第2 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する審判事件

特に規律を設けないものとする。

(補足説明)

1 部会資料5における提案からの変更点

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する審判事件(注)の管轄権は、日本の裁判所に専属するものとする。」旨の規律を提案していた甲案を削除し、「特に規律を設けないものとする。」旨の提案のみとした。

(注) 単位事件類型としての「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する審判事件」とは、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(以下「性同一性障害特例法」という。)第3条第1項に基づく性別の取扱いの変更に係る審判事件(家事事件手続法別表第一の126の項)をいう。

2 検討すべき論点

(明文の規律の要否)

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する審判事件」(以下「性同一性障害特例法に規定する審判事件」という。)の国際裁判管轄

については、事例の集積を待って、それらを踏まえた上で規定を設けるべきであるとして、現段階で明文の規定を設けることに消極的な意見があった。

性同一性障害特例法に規定する審判事件の国際裁判管轄を検討するに当たっては、部会資料5において、①性別の取扱いの変更に関する裁判の準拠法、②外国人に対する性同一性障害特例法の適用の有無及び③性別の取扱いの変更の裁判の承認可能性が論点となる旨指摘したところであるが、これらのいずれについても、現時点において、議論が熟しているものとは言い難く、また、実際に我が国において国際裁判管轄が問題となった事案も把握されていない。

このような現状を踏まえ、性同一性障害特例法に規定する審判事件の国際裁判管轄については、明文の規律を設けることは時期尚早であるとして、解釈に委ねるものとし、明文の規律を設けないとすることでよいか（注）。

（注）外国法において「性同一性障害特例法に規定する審判事件」に相当するものと解されるものを含む性別の取扱いの変更に係る事件の国際裁判管轄についても、明文の規律を設けないことを前提とする提案である。

（参考）上記②の論点に関し、性同一性障害特例法が外国人に対して適用されるか否かは、参議院法制局の解説によると、十分かつ慎重な検討が必要となるとされている（「解説・性同一性障害者性別取扱特例法」（日本加除出版）97頁参照）。

（参考）上記③の論点に関し、性同一性障害特例法に規定する性別の変更の審判は、我が国の戸籍の記載に直接結び付く制度であることから、仮に、外国裁判所が、日本人について、性同一性障害特例法を適用して性別の取扱いの変更の裁判をしたとしても、当該裁判を我が国で承認すべきではないとする意見があった。仮に本文の提案を採用した場合には、上記承認の可否についても解釈に委ねられることとなる。

第3 生活保護法等に規定する審判事件

特に規律を設けないものとする。

（補足説明）

1 部会資料5における提案からの変更点

「生活保護法等に規定する審判事件（注）の管轄権は、日本の裁判所に専属するものとする。」旨の規律を提案していた甲案を削除し、「特に規律を設

けないものとする。」旨の提案のみとした。

(注) 単位事件類型としての「生活保護法等に規定する審判事件」とは、生活保護法第 30 条第 3 項に基づく施設への入所等についての許可に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の 129 の項）及び生活保護法第 77 条第 2 項（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく扶養義務者の負担すべき費用額の確定に係る審判事件（家事事件手続法別表第二の 16 の項）をいう。

2 検討すべき論点

(明文の規律の要否)

生活保護法等に規定する審判事件の国際裁判管轄については、法律自体が「属地的効力」しか持たないものであるとして、明文の規律を設ける必要はないとする意見があった。

(参考) 生活保護法等に規定する審判事件は、求償的な性質を有する事件であるところ、通常の求償訴訟であれば被告の住所地に管轄が認められるが、生活保護法等に規定する審判事件は、一種の行政処分の延長線上の問題であるともいえることから、日本に管轄を認めることはあるのではないか、もっとも、扶養義務者の住所地に管轄を認める考え方もあり得るのではないか、とする意見もあった。

生活保護法等に規定する審判事件の国際裁判管轄については、現状、申立てがほとんどないという客観的事情も踏まえ、解釈に委ねるものとし、明文の規律を設けないとすることによいか。

(参考) 司法統計によると、平成 17 年から平成 25 年までの全家庭裁判所における生活保護法第 30 条第 3 項の事件及び同法第 77 条第 2 項の事件の新受件数は、いずれも 0 件であった。

第 4 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件

特に規律を設けないものとする。

(補足説明)

1 部会資料 5 における提案からの変更点

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件（注）の管轄権は、日本の裁判所に専属するものとする。」旨の規律を提案していた甲案を削除し、「特に規律を設けないものとする。」旨の提案のみとした。

（注）心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）は、特定の刑法上の行為を行った者について、心神喪失を理由に不起訴処分又は無罪判決を受けこれが確定した場合及び心神耗弱を理由に不起訴処分又は刑を減輕する旨の確定裁判を受けた場合等に、裁判所が、検察官の申立てを受け、上記の者を医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定をすることができる旨等を規定しているところ、退院の許可や医療観察法に基づく医療の終了の申立て等を行うことができる者の一人として保護者を規定し、このような保護者となるべき者及びその順位を定め、先順位の者が保護者の権限を行うことができないときは、次順位の者が保護者となるが、後見人又は保佐人がいない場合において、対象者の保護のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所が利害関係人の申立てによってその順位の変更及び保護者の選任をすることができることとしている（医療観察法第23条の2第2項）。単位事件類型としての「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件」（以下「医療観察法に規定する審判事件」という。）とは、医療観察法第23条の2第2項ただし書及び同項第4号に基づく保護者の順位の変更及び保護者の選任に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の130の項）をいう。

2 検討すべき論点

（明文の規律の要否）

医療観察法に規定する審判事件の国際裁判管轄については、法律自体が「属地的効力」しか持たないものであるとして、明文の規律を設ける必要はないとする意見があった。

医療観察法に規定する審判事件の国際裁判管轄については、平成26年4月1日の医療観察法の施行日後間もないこと、その国際裁判管轄が問題となった事案は把握されていないこと等も踏まえ、解釈に委ねるものとし、明文の規律を設けないとすることでよいか。

第5の1 夫婦財産契約に関する審判事件

特に規律を設けないものとする。

(補足説明)

1 部会資料5における提案からの変更点

「裁判所は、夫又は妻の住所が日本国内にあるときは、夫婦財産契約事件(注)について管轄権を有するものとする。」旨の規律を提案していた甲案を削除し、「特に規律を設けないものとする。」旨の提案のみとした。

(注) 単位事件類型としての「夫婦財産契約事件」とは、夫婦財産契約による財産の管理者の変更等に係る審判事件(家事事件手続法別表第一の58の項)及び破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等に係る審判事件(同法別表第一の131の項)をいう。なお、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

2 検討すべき論点

(明文の規律の要否)

夫婦財産契約事件の国際裁判管轄については、部会資料5における甲案のように、夫、妻のいずれの住所もないときに管轄が認められないことを意味する明文の規律を設けると、生じうる様々な場合に対応することが困難であり、現時点においては事例の集積を待つべきであるとして、明文の規律を設けることに消極的な意見があった。

(参考) 夫婦財産契約事件を、人の問題ではなく日本における財産管理の問題であるととらえると、管轄原因を「その管理に服している者の財産が日本国内に所在するとき」とし、効果が属地的なものと普及的なものとで管轄原因を分けて規律を設けることが考えられる旨の意見もあった。

夫婦財産契約事件の国際裁判管轄については、他の単位事件類型に包含されると解釈する余地が全くないとまではいえないと考えることもできること、申立てがほとんどないという客観的事実等を踏まえ、解釈に委ねるものとし、明文の規律を設けないとすることでよいか。

(参考) 司法統計によると、平成17年から平成25年までの全家庭裁判所における夫婦の財産管理者の変更・共有財産の分割の事件及び破産法第61条の事件の新受件数は、次のとおり。夫婦の財産管理者の変更・共有財産の分割の事件については、平成22年1件、平成24年2件。破産法第61条の事件のうち乙類審判事件(平成25年1月1日以降は家事事件手続法別表第一の事件)については0件。

第5の2 破産法に規定するその他の審判事件

特に規律を設けないものとする。

(補足説明)

1 部会資料5における提案からの変更点

「① 親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件(注1)は、子の監護又は親権に関する審判事件の国際裁判管轄の規律によるものとする。② 破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理の審判事件(注2)は、相続関係事件の国際裁判管轄の規律によるものとする。」旨の規律を提案していた甲案を削除し、「特に規律を設けないものとする。」旨の提案のみとした。

(注1) 単位事件類型としての「親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件」とは、破産法第61条第1項において準用する民法第835条に基づき、親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失に係る審判事件(家事事件手続法別表第一の132の項)をいう。なお、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注2) 単位事件類型としての「破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理の審判事件」とは、破産法第238条第2項(同法第243条において準用する場合を含む。)に基づき、破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理に係る審判事件(家事事件手続法別表第一の133の項)をいう。なお、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

2 検討すべき論点

(明文の規律の要否)

従前の提案のうち甲案は単位事件類型としての「子の監護又は親権に関する審判事件」及び「相続に係る審判事件」について、明文の規律を設けることを前提としていたところ、①「親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件」は、「子の監護又は親権に関する審判事件」に、②「破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理の審判事件」は、「相続に係る審判事件」に、それぞれ含まれるものとして、各単位事件類型を定義すべきものと考えられることから、上記①及び②

の事件についてのみ、別途、単位事件類型を設定して国際裁判管轄に係る明文の規定を設けることについて消極的な意見があった。

「親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件」及び「破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理の審判事件」の国際裁判管轄については、上記のような他の単位事件類型との関係を含め、解釈に委ねるものとし、明文の規律を設けないとすることよいか。

第6 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件

特に規律を設けないものとする。

(補足説明)

1 部会資料5における提案からの変更点

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件(注)の管轄権は、日本の裁判所に専属するものとする。」旨の規律を提案していた甲案を削除し、「特に規律を設けないものとする。」旨の提案のみとした。

(注) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「中小企業経営承継円滑化法」という。)においては、中小企業の先代経営者の全ての遺留分権利者の合意に基づき、先代経営者が生前贈与等をした会社株式等の財産を、遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入せず、又は算入する際の価額を合意時の価額とすることを可能としており(中小企業経営承継円滑化法第4条ないし第6条参照)、これにより、相続開始後の相続人間の紛争を防止するとともに、相続開始に伴い散逸することとなる財産をある程度予見することを可能とすることで、その後の経営戦略を立案しやすい環境を整え、経営の安定化を通じた円滑な事業の継続を図ることを目指している。この合意が効力を生ずるための手続要件として、経済産業大臣による確認及び家庭裁判所の許可が必要であるとされているところ(中小企業経営承継円滑化法第7条及び第8条参照)、単位事件類型としての「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件」(以下「中小企業経営承継円滑化法に規定する審判事件」という。)とは、上記の遺留分の算定に係る合意についての許可に係る審判事件(家事事件手続法別表第一の134の項)をいう。

2 検討すべき論点

(明文の規律の要否)

中小企業経営承継円滑化法に規定する審判事件については、国際裁判管轄の規律を設ける必要性に疑問があるとする意見があった。

中小企業円滑化法に規定する審判事件の国際裁判管轄については、その国際裁判管轄が問題となった事案は把握されていないこと等も踏まえ、解釈に委ねるものとし、明文の規律を設けないとすることによいか。

(参考) 中小企業経営承継円滑化法に規定する遺留分に関する民法の特例は、我が国の相続法制を前提とし、遺留分の算定に係る合意に効力が効力を生じるために必要となる家庭裁判所の許可は、経済産業大臣の確認（中小企業経営承継円滑化法第7条第1項）を前提とするものである。中小企業の事業承継に関連する何らかの法制度を有する外国も存在するものと思われるが、その内容が、他の人事訴訟・家事事件と同じ程度に、我が国の制度と類似点を持つかどうかについては疑問もあり、中小企業の事業承継に関する事件について、諸外国の法制度をも含むものとしての単位事件類型を設けることは、困難ではないか。